日医発第 400 号(医経) 令和 7 年 6 月 4 日

都道府県医師会 会長 殿

> 公益社団法人日本医師会 会長 松本 吉郎 (公 印 省 略)

独立行政法人福祉医療機構による医療貸付事業融資制度利用希望者に 対する個別融資相談会の開催について

今般、独立行政法人福祉医療機構より、病院及び介護老人保健施設等の 医療関係施設(但し、直接貸付の取扱範囲にかかるものに限ります。)の整 備を予定している事業者を対象に、令和7年6月2日から個別融資相談会 が開催される旨連絡がありました。

つきましては、貴会会員に対して、ご周知賜りますようお願い申し上げます。

※個別融資相談会は、全国 5 つのブロックで開催予定ですが、福祉貸付事業は全てのブロックでの対応、医療貸付事業は関東と近畿のみでの対応が予定されています。ただし、関東・近畿以外の地域で医療貸付事業の融資相談を希望される事業者も訪問可能であれば関東・近畿の開催地での面談が可能であるほか、Web 会議システム等によるオンラインでの相談も可能です。

公益社団法人日本医師会会長 様

医療貸付事業融資制度利用希望者に対する個別融資相談会の開催について

当機構の業務につきましては、平素より種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当機構におきましては、利用者サービスの向上を図るとともに、貸付業務の円滑・迅速な運営を行うため、病院及び介護老人保健施設等の医療関係施設(但し、直接貸付の取扱範囲にかかるものに限ります。)の整備事業者を対象に個別融資相談会を開催しております。

つきましては、別添のとおり、令和7年6月2日(火)から個別融資相談会を開催することといたしましたのでご連絡いたしますとともに、貴管内の関係機関等への周知を 賜りたく、何卒ご協力のほどお願い申し上げます。

併せて貴団体主催の研修会等で融資制度の説明等のご要望がございましたら当機構までご連絡いただけますと幸いです。

(※) 福祉貸付事業(社会福祉事業施設) につきましても、個別融資相談会を併せて実施 いたします。

【連絡先】 独立行政法人福祉医療機構

(東京) 福祉審査課 TEL 03-3438-9298

医療審査課 TEL 03-3438-9937

(大阪) 福祉審査課 TEL 06-6252-0216

医療審査課 TEL 06-6252-0219

独立行政法人福祉医療機構 福祉医療貸付事業個別融資相談会 開催のご案内

社会福祉事業施設及び医療関係施設の整備等をご計画の方で、融資を希望されるお客さまを対象として、個別融資相談会を開催いたします。

個別面談を予定していますが、お客様のご希望に応じてWeb会議システム等による実施も可能です。 融資金額や適用金利のご案内を中心に、幅広いご融資の相談に対応しておりますので、是非この機会 をご利用ください。

•会 場:

プロック	開催予定日時	開催地	会場
① 関東	6月2日(月)~8月29日(金) (常時開催)	東京都港区	独立行政法人福祉医療機構 東京本部 面談室 (東京都港区虎ノ門 4-3-13 ヒューリック神谷町ビル 9F) 〈福祉審査課:TEL 03-3438-9298〉〈医療審査課:TEL 03-3438-9937〉
②北海道	7月3日(木)10:00~16:00 7月4日(金)10:00~16:00	北海道札幌市	TKP ガーデンシティ札幌駅前「カンファレンスルーム 5B」 (札幌市中央区北 2 条西 2-19(アパホテル <tkp 札幌駅前="">内)TKP 札幌 ビル 5 階) TEL 011-806-0051</tkp>
③東北	6月26日(木) 10:00~16:00 6月27日(金) 10:00~16:00	宮城県仙台市	TKP ガーデンシティ PREMIUM 仙台西口「カンファレンスルーム 4J」 (仙台市青葉区花京院 1-2-15 ソララプラザ 4 階) TEL 022-204-1036
④近畿	6月2日(月)~8月29日(金) (常時開催)	大阪府 大阪市	独立行政法人福祉医療機構 大阪支店 面談室 (大阪市中央区南本町 3-6-14 イトゥビル 3F) 〈福祉審査課:TEL 06-6252-0216〉〈医療審査課:TEL 06-6252-0219〉
⑤九州	7月25日(金)10:00~16:00	福岡県福岡市	TKP カンファレンスシティ博多「ミーティング 1、カンファレンス 3」 (福岡市博多区博多駅前 3-19-5 博多石川ビル 1 階) TEL 092-432-1160

- ※1 医療貸付事業は原則①関東、①近畿での対応を予定しています。それ以外の開催地における個別面談をご希望される場合は下記連絡先までご相談ください。
- ※2 施設開設地に関係なく、ご担当者様がお越しいただける会場へお申し込みが可能です。また、Web 会議システム等による実施(東京本部・大阪支店)も可能ですのでご相談ください。
- ・募集期間: 原則相談希望日の5営業日前までにお申し込みください。
 - ※ 相談日時は、必ずしもご希望に沿えないことがあります。日程調整後、機構より改めて ご案内させていただきますのでご了承ください。
- ・対 象 者: 今後、施設整備を実施する予定の方、激甚災害などで被災された方
 - ※ 個別融資相談会の対象は、直接貸付のみです。代理貸付の場合は、受託金融機関 (https://www.wam.go.jp/hp/tabid-1298/)に直接お問い合わせください。

・申込方法: Web フォームによるお申込み

(https://www.wam.go.jp/hp/fukushi iryo yushisodan/)



(お問い合わせ先)

【施設の開設地が東日本のお客様】東京本部:東京都港区虎ノ門 4-3-13 ヒューリック神谷町ビル 9 階

〈福祉貸付〉福祉医療貸付部福祉審査課

TEL 03-3438-9298

〈医療貸付〉福祉医療貸付部医療審査課

TEL 03-3438-9937

【施設の開設地が西日本のお客様】大阪支店:大阪府大阪市中央区南本町 3-6-14 イトゥビル 3 階

〈福祉貸付〉大阪支店福祉審査課

TEL 06-6252-0216

〈医療貸付〉大阪支店医療審査課

TEL 06-6252-0219

【NPO 法人のお客様】東京本部:東京都港区虎ノ門 4-3-13 ヒューリック神谷町ビル 9 階

NPOリソースセンターNPO支援課

TEL 03-3438-4756

直接貸付・代理貸付の取扱範囲

直接貸付…当機構が窓口となります。

代理貸付…当機構の代理店(受託金融機関)が窓口となります。

				Ę	独	資	対	象	施	設		直接貸付	代理貸付
			(1)	地域医	療支	爰病院							
	特	法人	(2)	(2) 医育機関付属の病院(大学病院)									
	''' ത	の	(3) 臨床研修指定病院										
	定	E 開 (4) 医師会が開設する病床数100床以上の開放型病院										-	
	病	す (5) 都道府県が作成した地域医療計画に名称が記載されている急性期及び 東門診療等を担う疾生************************************											
病	院	病院	(6)	0									
		床を200床以上の病院											
	(8) 特殊診療機能を有する病院(新設又は増床事業に対する特例融資)												
	(9) 法人の開設する医療従事者養成施設を付設する病院												
	(10)	医	师会#	が開設す	する(4)	以外σ	病院						
院	(11) 医療施設近代化施設整備事業を行う病院												
	(12)	耐湿	皇化惠	と備事 第	美を行:	う病院							
	(13)			年県で閉・・			京川県			建築資金の 借 入 申 込	3.5億円超		
				京都府						金額	3.5億円以下		0
	(14) 過去に直接貸付をご利用いただいたことのある方が開設する病院											0	
	(15)	上記	记(1)~	~(14)以	火外の:	病院							0
	(16)	高額	類な国	医療機器	景の購	入資金	<u>:</u>					0	
(17)	介	護	老	人	保	健	施 設					0	
(18)	介	護	医	療	院							0	
			(19)	19) 医師会が開設する共同利用施設						0			
診	療	療所		0) 過去に直接貸付をご利用いただいたことのある方が開設する診療所							0		
			(21)	(21) 上記(19)(20)以外の診療所									0
(22) 医師会が開設する養成施設又は単独の養成施設								0					
	東従 事		(23)	(23) 直接貸付の対象となる病院に付設の養成施設								0	
養	成施	設	(24)	4) 過去に直接貸付をご利用いただいたことのある方が開設する施設							0		
(25) 上記(22)(23)(24)以外の養成施設										0			
t⊵	⇔ ≅±	· 88	(26) 医師会・看護協会が実施する訪問看護事業									0	
看	指 定 訪 問 (27) 過去に直接貸付をご利用いただいたことのある方が開設する訪問看護事業 (28) 上記(26)(27)以外の訪問看護事業							問看護事業	0				
										0			
l 助 j	産	所						ただいた	ことのある	方が開設するカ	 色設	0	
				(30) 上記(29)以外のもの								0	
(31) 耐震化整備事業等に係る優遇融資									0				

⁽注)1. (8)については、医療法施行規則第30条の32の2及び第30条の33に規定する病床を含む病院として都道府県が認める新設 又は増床事業をいいます。 2. (13)の建築資金の借入申込金額には、既往貸付金残高を含みます。 3. 新型コロナウイルス対応支援資金の利用実績は、(14)、(20)、(24)、(27)、(29)の「過去に直接貸付をご利用いただいたことのある方」には、該当しません。